

守山市自殺対策計画
最終評価報告書
(案)

令和 5 年●月

守山市

<目次>

第1章 この報告書の考え方について	1
1 「守山市自殺対策計画」の策定趣旨	1
2 最終評価の目的と方法	1
(1) 目的	1
(2) 方法	1
(3) 体制	2
第2章 施策の実施概況	3
1 目標に対する実績値	3
2 重点施策の実施状況	3
(1) 子ども・若者への支援	3
(2) 高齢者への支援	10
(3) 生活困窮者への支援と無職者・失業者への支援	16
(4) 働く人への支援	20
3 基本施策	24
(1) 地域におけるネットワークづくり	24
(2) 自殺予防のための相談・支援の充実	26
(3) 自殺予防に向けた普及啓発の充実	31
(4) 生きることの促進要因への支援	34
(5) 子ども・若者対策の強化	38
第3章 総括と今後の方針	39
1 最終評価を踏まえた方針	39
(1) 地域におけるネットワークづくり	39
(2) 自殺予防のための相談・支援の充実	39
(3) 自殺予防に向けた普及啓発の充実	40
(4) 生きることの促進要因への支援	41
(5) 子ども・若者対策の強化	42
2 新たな自殺総合対策大綱の閣議決定	43
3 「滋賀県自殺対策計画（素案）」	45
4 後継計画の方針	45

第1章 この報告書の考え方について

1 「守山市自殺対策計画」の策定趣旨

自殺の予防は社会的な問題であるという基本認識のもと、全ての人がかけがえない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望をもって暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを促進するための環境整備の充実を図るため、平成31年3月に策定したものです。

保健・医療・福祉・教育・労働・その他の関連施策との連携による「生きることの包括的な支援」を行うことで、「誰も自殺に追い込まれることのない守山市」をめざした取組を進めてきました。

2 評価の目的と方法

(1) 目的

この評価は、令和元年度から令和3年度の計画の進捗・達成を評価することで、後継となる計画策定に向けた計画課題と基本的な方針を得る目的で行ったものです。

(2) 方法

計画した目標値に対する現状値の評価、重点的な取組、基本目標ごとの取組の評価を行うとともに、関連する主要統計の分析、最終評価に合わせて実施した市民意識調査結果の分析を踏まえることで、後継となる計画の策定に向けて、課題と方針を整理しました。

ア 目標値に対する現状値の評価

自殺者数と自殺死亡率についての目標値に対しての、現状値を評価します。

イ 重点施策と基本施策ごとの取組の評価

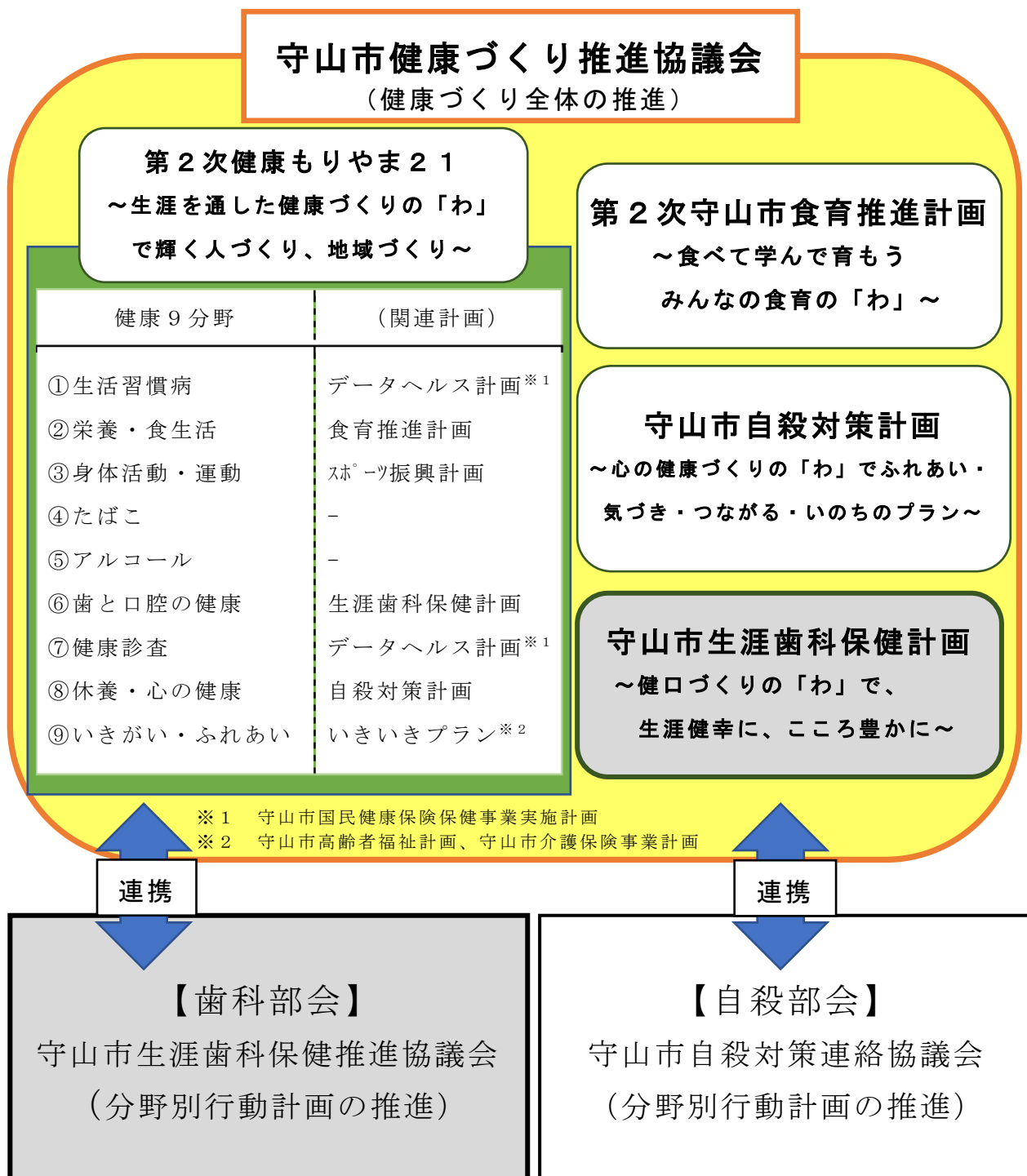
評価シートを用いて「取組の自己評価」「主な成果」「課題／今後の方針」を把握するとともに、ヒアリング調査を行い、計画した取組の達成状況と成果を考慮して（A～D）で評価しています。

A	計画通り達成できた。
B	概ね計画通り達成できた。
C	計画通りやや達成できなかった。
D	計画通り達成できなかった。

(3) 体制

「第2次健康もりやま21」「第2次守山市食育推進計画」「守山市自殺対策計画」「守山市生涯歯科保健計画」の一体的な進捗管理を行っている庁内関係部署で構成する「守山市健康づくり庁内推進会議」および学識経験者、関係機関・団体などの健康づくりに関連した分野の代表で構成する「守山市健康づくり推進協議会」「守山市自殺対策連絡協議会」に諮り、最終評価のとりまとめを行いました。

なお、専門性の高い自殺対策ならびに歯科保健については、部会を設けて検討を行い、守山市健康づくり推進協議会と連携を図りました。



第2章 施策の実施概況

1 目標に対する実績値

守山市の自殺者数・自殺死亡率は、概ね横ばいで推移しています。

●目標と実績値

項目	指標	実績値					目標
		H29 (当初)	H30	R1	R2	R3	R5
自殺者数の減少	自殺者数	11人	13人	11人	10人	13人	当初実績値より減少させ、0に近づける
自殺死亡率※の減少	自殺※死亡率	市	13.41	15.72	13.23	11.94	15.38
		県	8.33	14.51	16.27	15.90	16.14
		国	9.87	16.18	15.67	16.44	16.44

※ 人口10万人あたりの自殺者数

2 重点施策の実施状況

計画に掲げた重点施策の実施状況は、以下のとおりです。

(1) 子ども・若者への支援

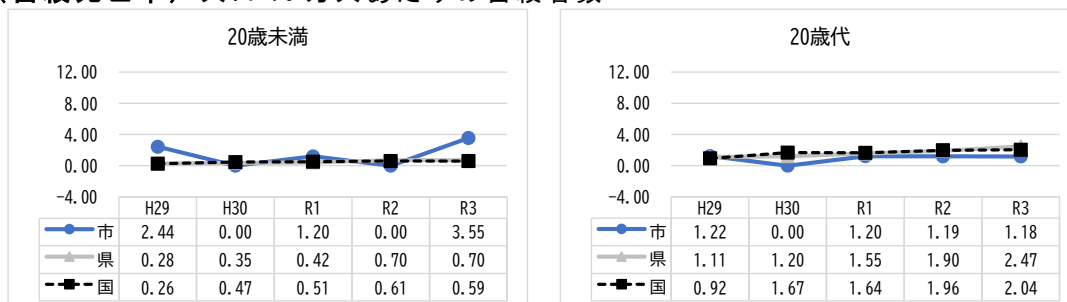
- (1) 支援が必要な妊産婦に対して、適切な支援体制を整える。
- (2) 児童・生徒が適切な援助希求能力が身に着けられるような教育の推進SOSを受け止められる環境づくりに取り組む。
- (3) 不登校やひきこもりの若者とその家族に対して、相談窓口の啓発や相談支援を行う。

(関連計画) 第2次健康もりやま21(休養・心の健康)

●実績値の推移

直近の20歳未満や20歳代の自殺死亡率は、国・県はわずかに上昇傾向にあります。一方で、守山市の自殺死亡率は年によって差はあるものの概ね横ばいであり、全国における自殺死亡率の順位も、計画策定当初と大きく変化はありません。

(自殺死亡率) 人口10万人あたりの自殺者数



出典:「地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)」

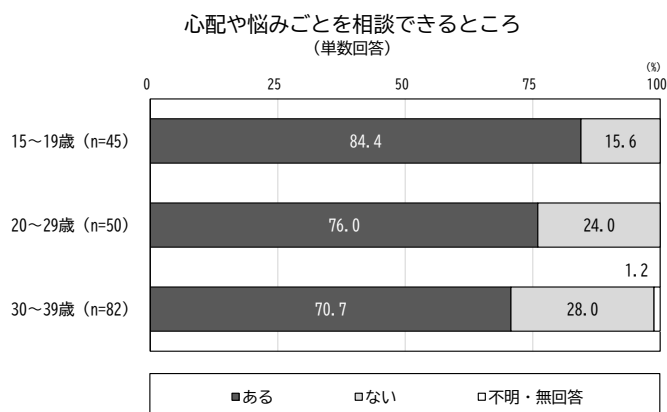
(守山市における、自殺の特性評価における全国市町村ランク)

	H30 (H25～H29 計)	R3 (H28～R2 計)
20歳未満	上位10～20%	上位10～20%
20歳代	上位20～40%	(上位40%未満)

出典:「地域自殺実態プロファイル2021(自殺総合対策推進センター)」

■ 市民アンケート調査結果

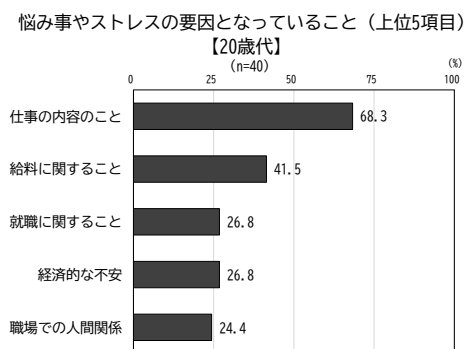
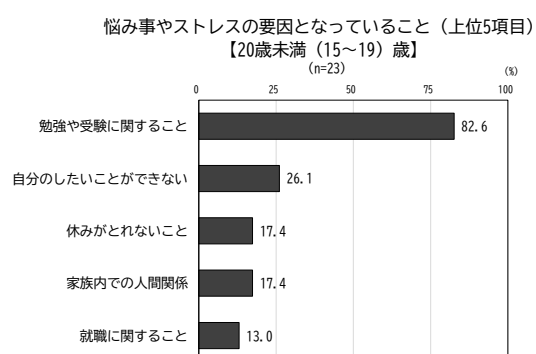
【心配や悩み事の相談できるところ】



【20歳未満、20歳代の相談先(%)】

	家族	友人	職場の人	学校の先生	内科療養機関の医師等	内科療養機関(精神科・心療)	相談機関(保健所・市役所・いのちの電話等)	相談する相手がない	その他	不明・無回答
15~19歳 (n=45)	60.0	80.0	0.0	22.2	0.0	0.0	2.2	6.7	8.9	0.0
20~29歳 (n=50)	70.0	64.0	26.0	6.0	4.0	2.0	0.0	10.0	2.0	0.0
全体 (n=639)	66.7	48.2	16.3	2.0	5.3	3.8	2.7	12.2	4.5	1.7

【20歳未満、20歳代の悩み事やストレスの要因となっていること】



心配や悩み事を相談できるところのない人が 1.5 割～3 割弱います。前回調査と比較検定したところ、「相談できるところがない」と回答した人の割合に差はありませんでした。

実際に悩み事等があった時の相談先としては、「家族」「友人」が、10代では「学校の先生」も多くなっています。

心配や悩み事の内容としては、10代では「勉強や受験に関すること」が、20代では「仕事の内容のこと」「給料に関すること」が多くなっています。

＜評価の総括＞

評価	B (概ね計画通り達成できた)
実績概要	ア 妊産婦への取組 ・ネウボラ面接で使用する妊婦問診票について、精神疾患に関する項目の見直しを行った。また、新生児訪問で使用する EPDS 問診票により、産後の母親の精神状態についてモニタリングを行った。 ・ネウボラ会議において、医療機関との連携が必要な妊婦を早期把握し、医療機関へ情報提供を行った。 イ 児童・生徒への取組 ・令和2年度より、中学1年生に対して生徒の援助希求能力の向上を目的とした SOS の出し方教育・中学2年生に対して自尊感情を育むために命の大切さを学ぶ教育を実施した。さらに、令和3年度からは小学4年生に対してメンタルヘルス予防教育を開始した。 ・スクールソーシャルワーカーを中学校区毎に配置し、さらに令和3年度からは各小学校にも配置した。また、スクールカウンセラーややすらぎ支援員による相談も行い、様々な課題を抱える児童・生徒の悩みに寄り添った支援を行った。 ウ 生きづらさを抱えた若者への取組 ・精神疾患や発達障害などによるひきこもりの本人・家族への相談を行った。また、若者の仕事の悩みについて臨床心理士による相談や職業安定員による就労相談を行った。 ・ひきこもり当事者が、外出するきっかけになる場としてカフェインクモリヤマを開設した。
評価と課題	・ネウボラ面接や新生児訪問でスクリーニングをかけることで、ハイリスク妊産婦の早期発見・早期支援を行うことができた。また、健診等の機会を通して、子育てに関する悩みに寄り添うことができた。 ・児童・生徒に対して、援助希求能力の向上と自尊感情を育むための授業を実施し、前後の市民アンケート調査結果より、困った時に助けを求めることへの理解や、自分自身を大切にすることについて理解が深まった。また、市民アンケート調査結果では、全世代の中で10歳代が最も相談できる人が「いる」と回答した割合が高かった。授業を一時的な学びにならないよう、学校教育の中で継続して伝えていく必要がある。 ・子どもや若者が SOS を出した際に、教員や周囲の大人がしっかりと受け止められるよう、SOS の受け止め方について学ぶ機会を確保する必要がある。 ・また、相談を必要とする児童・生徒（保護者）が増加しているなか、子どもや若者が安心して相談できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関が連携できる体制を引き続き整備する必要がある。 ・専門的な立場でアセスメントを行うことで、生徒一人ひとりに合った個別計画を立案することが出来た。さらに、スクールソーシャルワーカーを各中学校、小学校に配置したことで、小中学校での連携がスムーズに行えるようになった。 ・発達障害やひきこもりなど生きづらさを抱えた若者の相談を行い、それぞれのケースに寄り添った支援を関係課と連携しながら行うことができた。 ・ひきこもりに関する問題は顕在化しにくく、本人にはつながらない、長期化している、当事者に問題意識がないなどといった状況に根気強く対応していく必要がある。

今後の 方針	・ 妊産婦への相談・支援の質の向上のため、体制をフロー化するなどの仕組みづくりを構築していく。 ・ 児童・生徒に対するメンタルヘルス予防教育を継続することに加え、学校生活のなかでも、繰り返し「SOSを出すこと」、「自分を大切にすること」などについて触れる機会を設ける。 ・ 周囲の大人がSOSを受け止めることが出来るよう、また適切なタイミングでスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関われるよう、学校の体制を整えていく必要がある。 ・ ひきこもりなどで社会から孤立している若者とその家族に対して、その人の課題に寄り添った支援を行いながら、社会参加や社会復帰に向けた取組を推進する。
-------------------	---

ア 妊産婦への取組

(ア) ネウボラ面接※の実施 ★37

母子健康手帳発行時に、保健師または助産師が個別に面接を行い、身体・精神・社会的な面から妊婦の状態を把握しています。面接で使用する妊婦問診票の精神疾患に関する項目の見直しを行い、より正確な状況把握に努めたことで、ハイリスク妊婦の早期発見・関係機関と連携した早期支援につながりました。

また、ネウボラ会議において、医療機関と早期に連携が必要な妊婦について捕捉するとともに、医療機関への情報提供により、妊娠期の医療機関との連携と支援を行っています。

※ネウボラ面接とは、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子健康手帳の交付時に保健師・助産師が妊婦の方と行う面接のことです。

(イ) 産後うつの発見 ★38

新生児訪問において、E P D S 問診票により産後の母親の精神状態についてモニタリングを行うことで、産後うつの早期発見と早期支援に努めています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ネウボラ面接実施者数	814 人 (転入妊婦含む) うち、要フォロー者 181 人 (要フォロー率 22.1%)	829 人 (転入妊婦含む) うち、要フォロー者 163 人 (要フォロー率 19.7%)	872 人 (転入妊婦含む) うち、要フォロー者 117 人 (要フォロー率 13.4%)
新生児訪問	752 件	709 件 (うち 48 件は他市へ依頼)	736 件 (うち 43 件は他市へ依頼)

(ウ) 赤ちゃん訪問・子育て全般の相談 ★12

地域子育て支援センター及び各園にて、子育て相談を随時行い、保護者の子育て不安に寄り添い、必要に応じて関係機関と連携しながら支援を行っています。

また、DVに関する相談支援を実施し、関係機関と連携して継続的な支援を行っています。

(エ) 子育てに関する相談先の周知・啓発 ★12

各事業等のなかで、子育て応援ハンドブックを配布し、広く相談窓口の周知啓発を行っています。さらに、健診時には主訴に応じた相談窓口を案内しています。

イ 児童・生徒への取組

(ア) 「命の尊さ」「自分の大切さ」をテーマにした学習活動の実施 ★45

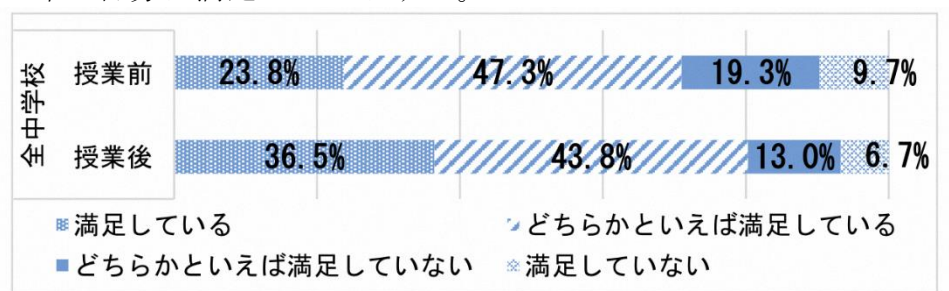
児童・生徒が、困難に直面したときに周囲の大人に助けを求めることができるよう、中学1年生に対して SOS の出し方教育を実施しています。授業を通じて、相談することの大切さを学ぶことに繋がりました。

	令和2年度	令和3年度
SOSの出し方教育	850人	889人

また、「命」をテーマとした授業等を通して、自他の生命を尊重するところの育成を図ることを目的に中学2年生に対して、命の大切さを学ぶ教育を実施しています。授業後に生徒の自己肯定感が高まるといった効果が得られています。

	令和2年度	令和3年度
命の大切さを学ぶ教育 (旧：誕生学)	836人	816人

今の自分に満足していますか。



出典：「令和3年度命の大切さを学ぶ教育 全中学校生徒対象アンケート」

さらに、令和3年度から小学4年生を対象にメンタルヘルス予防プログラム「こころあっぷタイム」を開始。モデル校3校に対して実施し、徐々に拡大の予定をしています。

いずれも、一時的な学びに留まらないよう、学校教育の中で自分自身の大切さや相談することの大切さについて伝えていきます。

(イ) 学校における自殺対策マニュアルによる教育体制の整備 ★63

文部科学省発行の「教師がしておきたい子どもの自殺予防」「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を教職員に周知徹底することで児童・生徒の自殺予防に努めています。

(ウ) いじめに関する対策について ★16、★64

守山市、市立各学校に「いじめ防止基本方針」を策定し、その方針にしたがって、いじめの早期発見、早期対応に努めています。

(エ) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、やすらぎ支援相談員による相談 ★15、★44

こころの悩みを抱える子どもにカウンセリングを行うことで、こころの安定を図るとともに、子どものうつの早期発見・早期対応に向けて、教職員に対し知識の普及と意識の啓発を行っています。

(オ) 学校と保健分野の連携

児童・生徒への支援がスムーズに行えるよう、令和2年度よりすこやか生活課（保健部門）と学校教育課（教育部門）による月1回のケース連絡会を実施しています。

ウ 生きづらさを抱えた若者への取組

(ア) 発達や発達障害に関する相談 ★17

発達に関する相談や就労・進路等について、関係機関と連携した支援を行っています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
発達相談件数 (すこやか生活課)	延 160 件 (実件数 140 件)	延 145 人 (実件数 126 件)	延 169 人 (実件数 144 件)
発達相談件数 (発達支援課)	延 478 件	延 665 件	延 814 件

(イ) ひきこもりについての相談・支援 ★14

精神疾患や発達障害などによるひきこもりについて、関係機関同士で連携を図りながら相談支援を行っています。

生活支援相談課では、本市で始めた取組として、関係課横断的にみることができる支援カルテを用いて重層的支援を図っています。また、アウトリーチ支援が重要となっており、官民連携の下で開設した、社会参加の場所地域交流拠点「C a f e ` I n k MORIYAMA (カフェ インク モリヤマ)」を活用して、一人ひとりに応じた社会参加を実現していきます。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ひきこもり相談件数 (すこやか生活課)	延 44 件 (実件数 13 件)	延 46 件 (実件数 12 件)	延 85 件 (実件数 12 件)
ひきこもり相談件数 (発達支援課)	延 226 件	延 180 件	延 213 件

(ウ) 若者しごと悩み相談 ★19

臨床心理士によるカウンセリングを定期的で開催することで、若者の就職への悩みに寄り添い、相談者の心の安定を図っています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
若者しごと悩み相談件数	延 30 件 (年 12 回)	延 16 件 (年 11 回)	延 27 件 (年 12 回)

(2) 高齢者への支援

- (1) 高齢者とその支援者が問題を抱え込まないように、相談窓口の周知啓発を行う。
- (2) うつや閉じこもり状態にある高齢者を早期に把握し、適切な支援につなぐ。
- (3) 認知症の人とその家族が地域で安心して生活できるよう、認知症サポーターを養成する。
- (4) 本人の安定・介護者の負担軽減のため、本人の状態に応じた医療・介護サービスにつなぐ。

(関連計画)

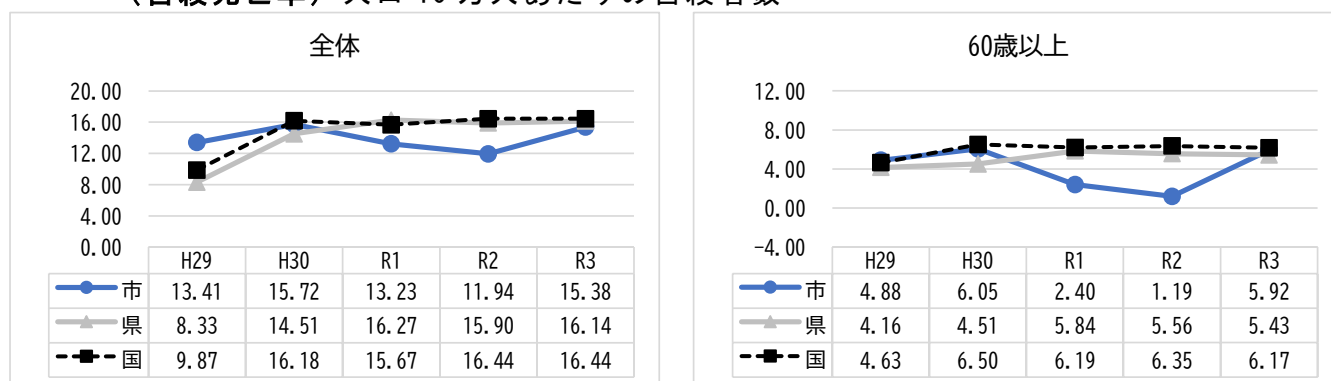
第2次健康もりやま21 (休養・心の健康)

守山いきいきプラン 2021 (第8期守山市高齢者福祉計画・守山市介護保険事業計画)

●実績値の推移

国の60歳以上の自殺死亡率は、平成30年に上昇し、その後、概ね横ばいとなっており、滋賀県においては令和元年に上昇し、その後、概ね横ばいとなっています。守山市においては令和元年と2年以外は県や国の自殺死亡率と概ね変わらない値です。また、全国的に見た順位も、計画策定当初と変化ありません。

(自殺死亡率) 人口10万人あたりの自殺者数



出典：「地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）」

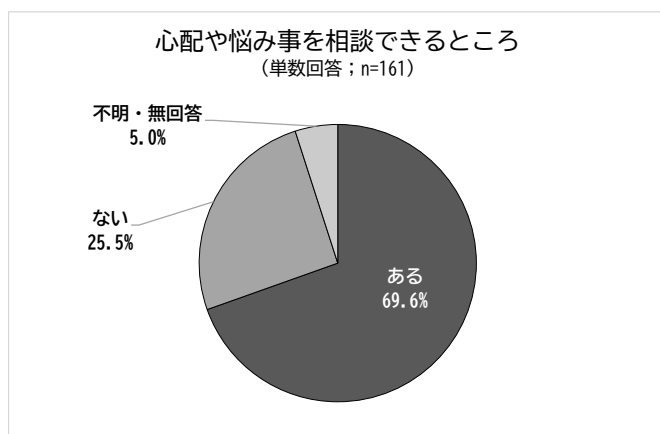
(守山市における、自殺の特性評価における全国市町村ランク)

	H30 (H25～H29 計)	R3 (H28～R2 計)
60歳代	(上位 40%未満)	(上位 40%未満)
70歳代	(上位 40%未満)	(上位 40%未満)
80歳以上	(上位 40%未満)	(上位 40%未満)

出典：「地域自殺実態プロファイル 2021（自殺総合対策推進センター）」

■市民アンケート調査結果

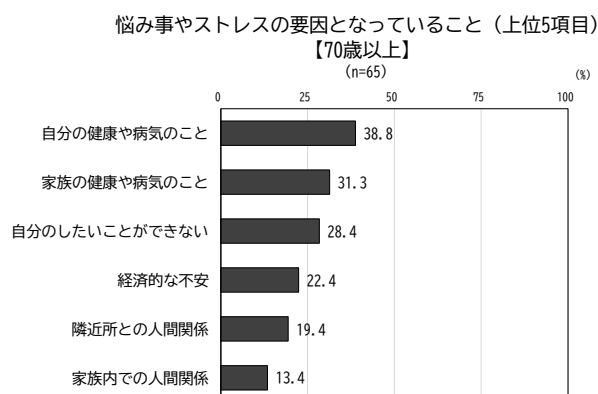
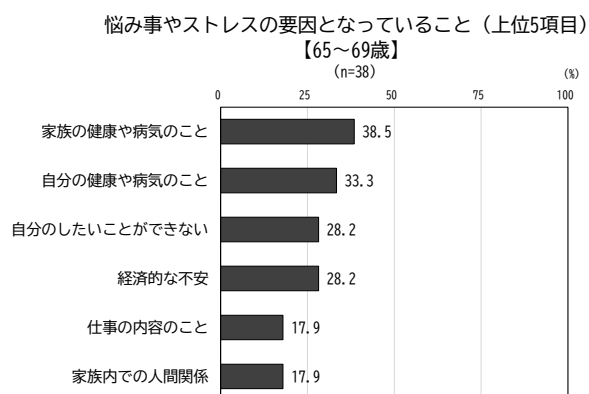
【65 歳以上の心配や悩み事の相談できるところ】



【65 歳以上の悩み事などがあつた時の相談先】 (%)

	家族	友人	職場の人	学校の先生	医療機関の医師等 (内科・精神科・心療)	医療機関(精神科・心療) (内科以外)	相談機関(保健所・市役所のうちの電話等)	その他	不明・無回答
65歳以上 (n=107)	66.5	42.2	6.8	0.0	5.0	8.1	5.6	6.2	1.9
全体 (n=639)	66.7	48.2	16.3	2.0	5.3	3.8	2.7	4.5	1.7

【65 歳以上の悩み事やストレスの要因となっていること】



心配や悩み事を相談できるところのない人が約 25%います。実際に悩み事等があつた時の相談先としては、「家族」「友人」が多くなっています。

心配や悩み事の内容としては、家族や自分の健康や病気のことが多くなっています。

退職後、自宅にいる時間が増える 70 歳以上では、近所との人間関係に悩む方もいます。

＜評価の総括＞

評価	B (概ね計画通りに達成できた)
実績概要	ア 窓口の周知啓発 - 生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、健康イベントや地域での出前講座を通して相談窓口の周知啓発を行った。 イ 高齢者の相談支援 - 各地区の担当者が民生委員児童委員協議会へ毎月出席し、地域支援者等との関係づくりを強化した。 - 出前講座や地域での高齢者の通いの場の支援を実施した。その中で、フレイル予防等に加えてうつ・閉じこもり予防について説明を行った。 - 新型コロナウイルス感染症の影響により通いの場への参加や外出を自粛している高齢者に対して、フレイル予防の運動に関する DVD の作成・配布を行った。 - 家族介護者訪問・教室を実施し、介護者およびその家族の状況把握に努めた。 ウ 認知症高齢者への取組 介護者・介護保険事業者への取組 - 認知症初期集中支援チームによる受診支援や介護サービスの導入支援を行った。 - 家族介護者訪問・教室を実施し、介護者およびその家族の状況把握に努めた。 - ケアマネージャー研修において、精神保健に関する講義を実施した。
評価と課題	- 相談窓口の周知、家族介護者訪問、地域支援者等との関係づくりを強化したことで、支援が必要な人の早期把握・支援につなげることができた。 - 新型コロナウイルス感染症の影響により、閉じこもりやうつ状態になることを予防し、介護予防や社会参加の推進のために通いの場の整備や啓発資材の提供など、効果的な介護予防の取組を推進することが出来た。 - 高齢者や日常生活に支障をきたす状態の者への介護者負担を軽減するために、基幹型地域包括支援センターと圏域地域包括支援センター、その他関係機関との連携協力体制の整備や介護者が円滑に相談できるよう、訪問・研修などの支援を行うことが出来た。 - しかし、市民アンケート調査結果では、悩み事を相談できるところが「ない」と回答した 65 歳以上が全体の 4 分の 1 いる。 - 老人クラブへの活動支援や高齢者サロン等の自治会活動を支援し、高齢者のいきがいを促進した。 - 介護サービス従事者に対する研修では、精神疾患や依存症、介護負担による虐待など複数のテーマにニーズが存在する。 - 出前講座や通いの場に参加しない高齢者の中に、うつや閉じこもり等の課題を抱えているケースが多く、問題が顕在化するまでに時間を要する。 - コロナ等により地域において孤立する恐れのある高齢者・その支援者が、地域とつながり、支援に結び付くよう、居場所づくり、相談方法の周知啓発を実施していく必要がある。

今後の 方針	・ 機会がある毎に、高齢者に対して相談窓口を周知啓発し、相談事業の促進を図る。 ・ 民生委員・児童委員など地域の支援者と連携し、訪問・相談を実施し、うつ・閉じこもりの防止に努めるとともに、適切なサービスにつなげるよう支援する。 ・ 地域の力に加え、健康状態未把握者への訪問等、アウトリーチによるうつ・閉じこもりの早期発見、早期対応を図る。 ・ 精神疾患や認知症のある高齢者・家族に対して充実した支援を提供できるよう、介護サービス従事者の資質向上のための研修を行う。
-------------------	---

<取組の詳細>

ア 窓口の周知啓発

(ア) 高齢者の介護等についての相談 ★28

各圏域に地域包括支援センターを設置し、地域支援者等との関係づくりを強化して、支援が必要な人の早期把握に努めるとともに、健康イベントや出前講座等の機会を通して、相談窓口の周知啓発を行いました。

圏域包括支援センター設置時期	
平成 28 年度	北部地区地域包括支援センター（守山市立北公民館内）
令和元年度	南部地区地域包括支援センター（エルセンター敷地内）
令和 3 年度	中部地区地域包括支援センター（すこやかセンター 2 階）

イ 高齢者の相談支援

(ア) 高齢者のうつや閉じこもりの可能性のある人への相談支援 ★29

圏域地域包括支援センターの地区担当者が民生委員児童委員協議会に出席することで、地域支援者から情報収集等を行いながら、うつや閉じこもりの可能性がある人に対して保健師等による訪問・相談を行っています。

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
総合相談 件数	15,205 件 (実件数 5,766 件)	19,545 件 (実件数 5,790 件)	19,673 件 (実件数 5,091 件)

(イ) 老人クラブや自治会活動を通じた生きがいづくりの支援 ★51

出前講座や百歳体操などの場において、フレイル予防等のテーマと併せて、高齢者のうつや閉じこもり予防について普及啓発を図っています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により通いの場への参加や外出を自粛している高齢者に対しては、フレイル予防の DVD（もりやまプラス体操）を作成・配布しました。

(ウ) 居場所づくりによる閉じこもり防止 ★52

老人クラブへの活動支援や高齢者サロン等の自治会活動を支援することで、高齢者の生きがいづくりを促進しています。

ウ 認知症高齢者への取組 介護者・介護保険事業者への取組

(ア) 認知症サポーター養成と活動支援について

認知症に対する正しい知識を持ち、認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする認知症サポーターの養成に努めるとともに、その活用に努めています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
認知症サポーター 養成講座	33 回 延べ 1,634 人	21 回 延べ 1,171 人	20 回 延べ 879 人

(イ) 認知症初期集中支援チームによる早期支援

認知症初期集中支援チームによる受診支援や介護サービスの導入支援を行っています。

(ウ) 認知症介護者への訪問 ★30

認知症高齢者を介護している介護者を対象に訪問し、介護負担の軽減を図っています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
認知症 家族介護者訪問等	308 件	112 件	139 件

(エ) 介護サービス従事者に対する研修会 ★53

ケアマネジャー研修のなかで、精神保健に関する内容を実施し、うつ病等による自殺予防に努めています。

(3) 生活困窮者への支援と無職者・失業者への支援

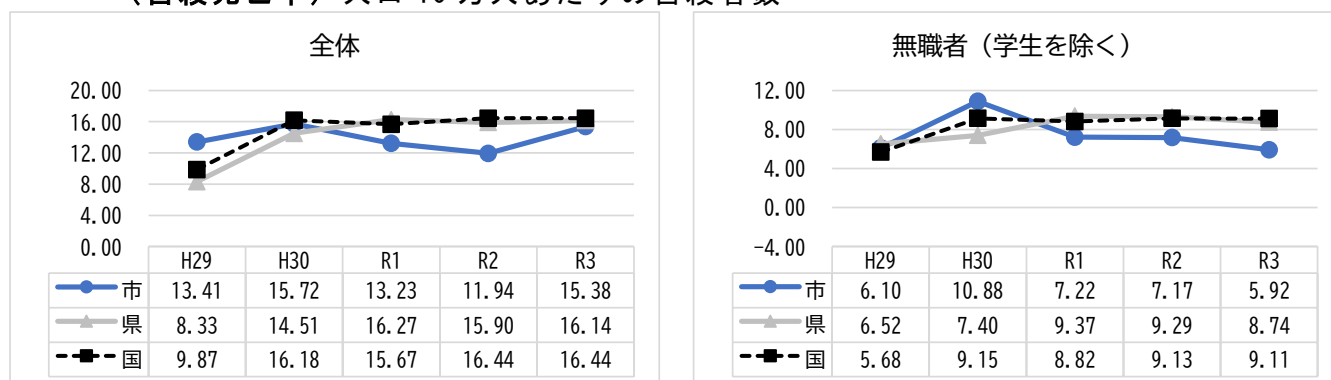
- (1) 生活苦による自殺のリスクが高い市民に早期に支援介入を行う。
- (2) 多重債務や消費生活問題に対する相談支援・窓口の周知啓発を行う。

(関連計画) 第2次健康もりやま21 (休養・心の健康)

●実績値の推移

滋賀県の学生・生徒等の自殺死亡率は概ね横ばいとなっていますが、無職者の自殺死亡率は令和元年以降やや上昇しており、新型コロナウイルス感染症の影響が推察されます。守山市の自殺死亡者においても、自殺者のうち経済的な問題が理由で自殺した者の割合は令和2年がピークで増加傾向となっています。昨今の経済事情等により、今後生活困窮や経済的問題を抱える人は増えることが予想されるため、生活困窮者への支援が必要です。

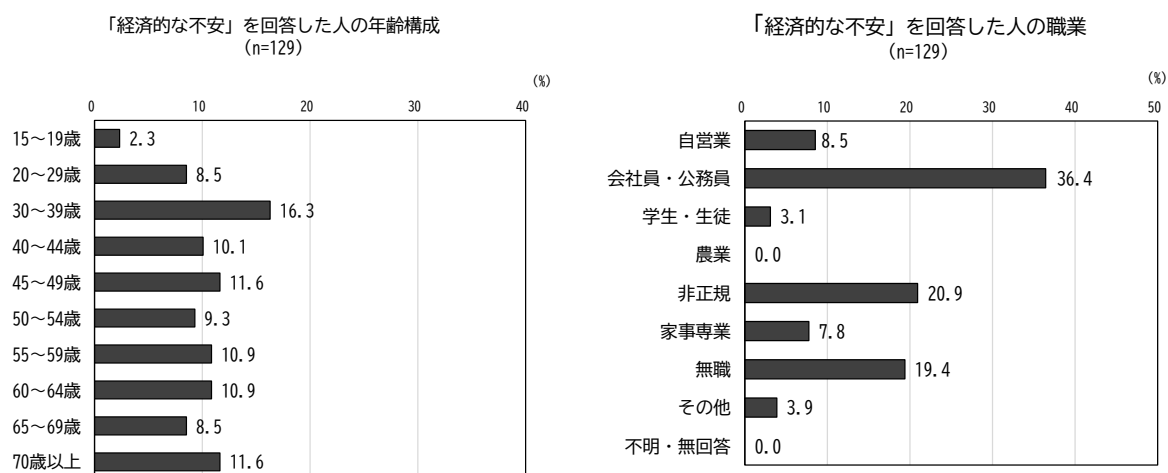
(自殺死亡率) 人口10万人あたりの自殺者数



出典:「地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)」

■ 市民アンケート調査結果

【経済的な不安が悩みとなっている人の年代・職業】



※職業で「漁業」を回答した人がいなかったため、選択肢から割愛

経済的な不安を感じている人の年齢、職業をみると、すべての年代で感じていることが分かります。また、職業については、自営業で経済的な不安を感じている人が多いです。

＜評価の総括＞

評価	B (概ね計画通り達成できた)
実績概要	ア 困窮の脱却に向けた取組 ・ 重層的支援体制を開始するなか、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮相談をはじめとした多くの相談を受け、関係機関と連携して本人に寄り添った支援を行った。 ・ 「社会との関わりに不安がある」「他の人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就職が困難な人に対し、就労安定推進員による就労相談を実施した。 ・ 家計に課題を抱える人や家計管理が困難な人に対して、家計収入の適正化や生活再建支援を行った。 イ 多重債務・消費者問題への取組 ・ 市広報や有線放送、出前講座等で消費者問題の相談窓口について啓発するとともに、法テラスや弁護士会、民生委員や地域包括支援センターと連携して、多重債務問題に取り組み、債務整理につなげた。
評価と課題	・ 複合的な課題を抱えている生活困窮者は、自殺のリスクを抱えている人が少なくなく、重層的支援体制を立ち上げるなか、自殺対策に係る関係機関と緊密に連携し、効果的かつ効率的な支援を行うことができた。 ・ 生活困窮世帯の子どもにおいては、生活面に課題があることが多いため、学習支援に加え生活支援や居場所づくりが必要である。 ・ 生活困窮や多重債務・消費者問題を抱えている人の中には「一度就労につながっても継続して就労することが困難である」「根本的な解決ではなく一時的な救済を求める」人などがいる。対象者の生活状況を踏まえて、問題を繰り返すケースなどにも適切に対応していく必要がある。
今後の方針	・ 昨今の経済状況により、生活困窮や多重債務等のケースが増えることが予想される。長期化することで問題はより深刻になるため、必要な人が早期に支援につなげることができるよう、具体的な実践例の周知や自殺対策の相談窓口を訪れた生活困窮者を必要な施策に繋げるための方案を検討していく。 ・ 生活困窮や多重債務などを繰り返すケースでは、包括的・継続的な支援が欠かせないため、対象者の生活状況をしっかりと把握し、支援調整会議で支援方針を定めていく。複合的な課題がある場合は重層的支援会議で関係課との協議の上、方針を定めていく。

<取組の詳細>

ア 困窮の脱却に向けた取組

(ア) 生活困窮についての相談 ★24、★25、★27、★55

相談窓口があることを庁内外へ周知するとともに、民生委員・児童委員や地域包括支援センター、フードバンクびわ湖や社会福祉協議会等の関係課や関係機関と連携し、相談者と支援者が一緒に考え具体的な支援プランを作成することで、生活困窮状態からの自立に向けた相談支援を行っています。

また、家計管理に課題を抱える人に対して、生活を再建するための家計支援計画を策定し、継続的な家計表の作成支援や生活福祉資金貸付制度の利用支援を行い、早期の生活再建を図っています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
自立相談支援 延べ件数	686 件 (実件数 132 件)	1,070 件 (実件数 667 件)	982 件 (実件数 472 件)
住居確保給付金	実相談数 2 人 実支給数 2 人	実相談数 143 人 実支給数 54 人	実相談数 43 人 実支給数 34 人
就労準備支援 延べ件数	95 件 (実件数 8 件)	75 件 (実件数 7 件)	108 件 (実件数 9 件)
家計改善支援 延べ件数	77 件 (実件数 19 件)	38 件 (実件数 13 件)	19 件 (実件数 4 件)
生活困窮者 自立支援金等	-	-	初回 163 件 (実 69 人) 再支給 52 件 (実 31 人)

令和3年度は生活支援物資の配付を138世帯に行いました。



(イ) 就労準備事業 ★20

NPO 法人に委託し、生活習慣やコミュニケーション能力等の課題により直ちに就職が困難な人に対し、就労体験等を通して就労意欲の喚起や就労に必要な基礎能力を形成し、就労に向けた準備支援を実施しています。

(ウ) 高校生までの子どもに対する学習支援 ★18

生活困窮世帯等の子ども（小４～高３）に対して、基礎学力の向上を図るための学習支援を関係機関と連携しながら実施しています。生活面に課題のある子どもも多いため、生活支援や居場所づくりとしての役割も担っています。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
学習支援 延べ利用者数	161 人 (実利用者数 13 人)	139 人 (実利用者数 11 人)	114 人 (実利用者数 11 人)

(エ) ひとり親家庭等支援についての相談 ★13

ひとり親家庭の生活相談、就労相談等に応じ、適切な支援を行うとともに自立と生活の安定を図るため、就労支援や経済的支援（貸付制度や訓練給付金）を行っています。また、新型コロナウイルス感染症の影響による経済的な負担の軽減のため令和３年度に特別給付金の支給を行いました。

イ 多重債務・消費者問題への取組

(ア) 多重債務・消費者問題等の相談 ★26

重層的支援体制の中で多重債務や消費者問題に関する相談支援を実施し、債務整理に導いています。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
多重債務 相談件数	38 件	48 件	41 件

(イ) ギャンブル依存症に対する相談 ★32

ギャンブル依存症に関する相談があった場合、県で実施しているアディクションセミナーや家族会等の情報提供を行い、関係課と連携した支援を行っています。また、ギャンブル依存の相談窓口については、市の相談窓口一覧としてチラシを作成し、関係機関で配布・市のホームページで啓発しています。

(4) 働く人への支援

- (1) 就労相談や求人相談の実施および安定した就労を継続できるように企業訪問等を実施する。
- (2) 働く人が心の健康を損ねることを未然に防ぐため、メンタルヘルスに関する研修会を実施する。
- (3) 勤務に関する問題で悩みを抱えた人を適切な相談機関につなぐため、相談窓口の周知啓発を行う。

(関連計画) 第2次健康もりやま21 (休養・心の健康)

●実績値の推移

滋賀県の自営業・家族従事者の自殺死亡率は、概ね横ばいとなっています。被用者・勤め人の自殺死亡率は平成30年度に上昇し、その後、概ね横ばいとなっています。本市においては、概ね横ばいとなっています。

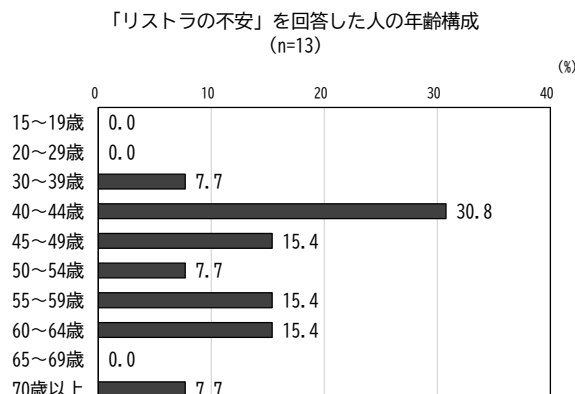
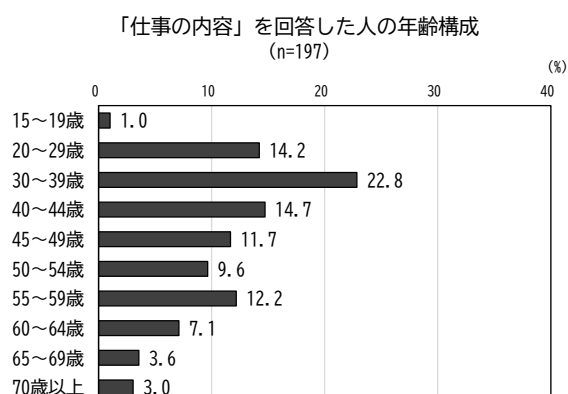
(自殺死亡率) 人口10万人あたりの自殺者数

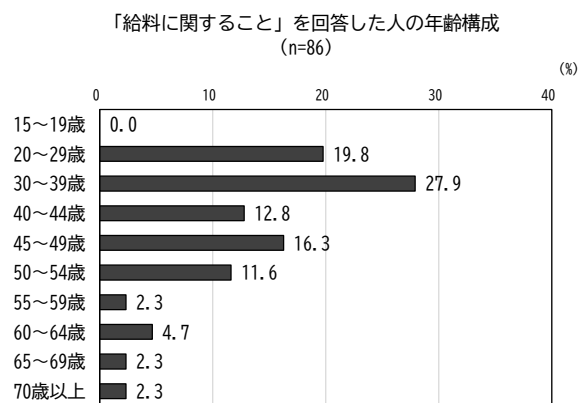
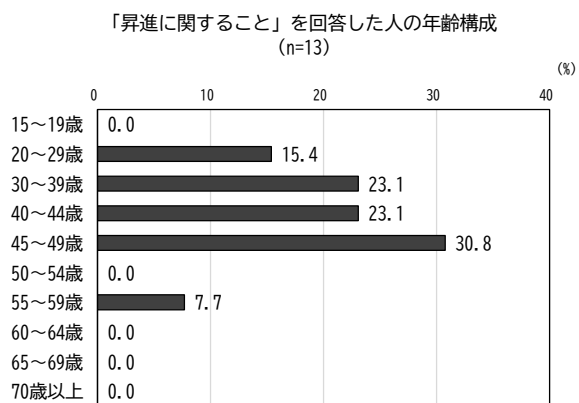


出典：「地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）」

■ 市民アンケート調査結果

【仕事に関することが悩みとなっている人の年代】





どの年代も仕事の内容や立場に応じて悩みやストレスを抱えており、とりわけ「30～39 歳」「40～44 歳」は多くなっています。抱える悩みは年代によって様々で、給与に関する悩みは「20～29 歳」「30～39 歳」で最も多くなっています。「45～49 歳」では「昇進に関すること」の悩みやストレスが他の年代よりも多くなっています。

＜評価の総括＞

評価	B (概ね計画通り達成できた)
実績概要	ア 就労に関する取組 自営業者への取組 - 生活困窮者で新たに就職を希望される方や障害者等の就労困難者に対して、関係課・関係機関と連携し、就労相談・支援を実施した。 - 企業訪問時や研修会の際に、企業・事業所で活用できる各種助成金の情報提供を行った。また、コロナ禍の影響で休業やシフト減を強いられた方、資金繰りが悪化した個人事業主等からの相談に対応した。 イ 働く人への啓発 - メンタルヘルスやハラスメント防止、コロナ差別防止に関する啓発DVDの貸出を行うとともに、コロナ差別やコロナ禍に起きるハラスメントに関する研修会を行った。 - 市のホームページにストレスチェックリストを掲載し、ストレスチェックの推進を図った。
評価と課題	- 令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や雇い止めを受けた方や、一時的に収入が減収した方からの相談に対応し、再就職に向けて支援を行った。しかし、職種によっては希望に合った仕事の求人がなく、就労が困難な場合があった。 - 特に就職困難者においては、職種のこだわりや人間関係のトラブル、就労先の企業・事業所の理解不足により、就労が困難であったり、就労定着しないケースが多い。また、複数の就労阻害要因を抱えるケースもある。 - 働く人のメンタルヘルス対策について、ストレスチェックの推進や研修会の開催など実施することができた。一方で、コロナ禍によるテレワークの推進など、生活リズム・職場環境の変化が起こっているため、新しい生活様式に合わせた施策の検討が必要である。 - 精神障害者の雇用について、管理者と現場に温度差があり、雇用や就労の継続に至るのが困難な事例がある。
今後の方針	- 就労困難者それぞれが抱える就労阻害要因を把握・整理し、相談者の自己肯定感と就労意欲を高めて就労に結びつけるとともに、企業・事業所の理解促進、就労先の開拓も進める。 - 働く人が生活時間や睡眠をしっかりと確保し、健康な生活を送るための支援に努めていく。 - 企業訪問の際に精神障害者雇用に関する取組や課題をヒアリングする中で、精神障害者について理解を深め雇用に繋げられるよう取り組む。

<取組の詳細>

ア 就労に関する取組 自営業者への取組

(ア) 就労に関する相談 ★21

生活困窮者で新たに就職を希望される方に対して、個々にあった仕事を共に探し、必要に応じて面接対策やハローワークへの同行支援を行っています。また、障害者、ひとり親家庭の保護者、学卒無業者、外国人、就労意欲喪失者、不安定就労者等の就労困難者に対しても、生活支援相談課やこども家庭相談課、納税課等の関係課や外部の関係機関と連携する中、就労安定推進員による就労相談を実施しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
就労相談 延べ件数 (生活支援相談課)	193 件 (実件数 82 件) 就労に至った相談者 15 人	202 件 (実件数 59 件) 就労に至った相談者 7 人	150 件 (実件数 50 件) 就労に至った相談者 10 人
就職困難者 就労相談 延べ件数 (商工観光課)	481 件 (実件数 84 件) 新規相談者 24 人 就労に至った相談者 11 人	471 件 (実件数 79 件) 新規相談者 24 人 就労に至った相談者 7 人	450 件 (実件数 94 件) 新規相談者 34 人 就労に至った相談者 11 人

(イ) 雇用関係助成金等の情報提供の実施 ★49

商工会議所や草津公共職業安定所、働き方改革推進支援センター等との連携のもとで、雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力・生産性向上等に活用できるよう助成金などに関する情報提供を行います。

イ 働く人への啓発

(ア) 職域へのメンタルヘルス研修会 ★46、★47

メンタルヘルスやハラスメント防止、コロナ差別防止に関する啓発 DVD の貸出を行うなどのほか、こころの健康づくりに関する研修会の実施やチラシの配布等により、うつ病等の精神疾患や自殺の現状について周知啓発を行っています。

(イ) ストレスチェックの推進 ★48

企業訪問等の機会を活用し、事業所でのストレスチェック推進やメンタルヘルスに関する取組を促進しています。さらに、市のホームページにストレスチェックリストを掲載し、ストレスチェックの推進を図りました。



3 基本施策

計画に掲げた基本施策の実施状況は、以下のとおりです。なお、第2項で既に記載している重点施策および再掲載のものについては参照ページを記載しています。

(1) 地域におけるネットワークづくり

ア 取組実績

(ア) 関係機関との連携強化・活動支援

No	事業名	取組内容	取組実績（R1-R3）	評価
1	守山市自殺対策連絡協議会を中心とする連携の強化	守山市自殺対策連絡協議会を中心に関係機関・関係団体で、情報の共有や連携により自殺対策の推進を図ります。	守山野洲医師会、滋賀県司法書士会、守山市民生委員・児童委員協議会、守山商工会議所、滋賀いのちの電話、守山警察署などから委員を招き、毎年度自殺対策連絡協議会を開催しました。それにより、自殺対策にかかる情報の共有および連携に関連した取組などについて議論を重ね、保健・医療・福祉・教育など様々な領域が自殺対策に参画する環境づくりに努めています。	A
2	守山市自殺対策庁内連絡会を中心とする総合的な自殺対策の推進	庁内の関係課で、情報の共有や連携を図り、総合的な自殺対策の推進を図ります。	令和元年度と令和2年度は、年2回自殺対策庁内連絡会を開催し、令和3年度からは、健康づくり推進庁内会議にて各課の取組状況を共有し、各事業の実施において必要な協力を行うなど庁内連携を図っています。 また、若年層への対策強化として、児童・生徒への支援がスムーズに行えるよう、学校教育課と月1回のケース連絡会を開催し、連携強化を図っています。	A
3	民生委員・児童委員による地域見守り活動の支援	民生委員・児童委員による生活困難者等の見守り・各種相談を支援し活動の周知を図ります。	生活自立支援福祉部会の研修会で生活保護制度および生活困窮者自立支援制度の説明を行い、理解醸成に努めました。また、市社協が推進する自治会や学区を単位とする「見守り支えあい活動」への支援を行うなかで、連携強化に努めています。	A
4	守山市精神障がい者・家族会さざなみの会、精神障害者支援ボランティアの活動支援	精神障がい者家族会会員への相談支援や精神障害者支援ボランティアに対する育成や団体支援を行うとともに必要な人に活用の周知を図ります。	精神障害のある当事者や家族が不安を共有し、支え合い学び合う機会を設けています。さらに、このような機会を生かすことで、行政や専門機関による相談につながるよう図っています。 ・メンタルスマイルサロン（週1回） ・みんなの居場所（週1回） ・ミュージックサロン（3か月に1回）	A

No	事業名	取組内容	取組実績（R1-R3）	評価
5	断酒会の活動支援	断酒会会員への相談支援、団体支援を行うとともに、必要な人に活用周知を図ります。	断酒会（週1回）の活動支援を継続し、酒害に苦しむ本人・家族の支援を行っています。	A
			ケース対応や『もりやまの障害福祉のしおり』を活用して、広く断酒同友会の活動の周知を行っています。	A

イ まとめ

関係機関・団体による連絡協議会、庁内の連絡会を開催し、情報の共有や意見交換を行っています。また、民生委員児童委員連絡協議会の活動支援を通じて地域におけるネットワークづくりの推進に努めています。

近年、相談内容が複雑・多様化するなか、相談者の個別の課題に対応した支援機関・団体等とのネットワークづくりと、それを活用した必要な情報の共有、連携が重要です。

今後も地域における関係機関とのネットワーク連携を図るため、関係各機関による連絡協議会、庁内の連絡会を開催し、情報の共有や意見交換を行うとともに、民生委員・児童委員などの地域の支援者と連絡・調整を行うことで、保健・医療・福祉・教育・労働・法律など様々な分野のネットワークづくりを推進していきます。

(2) 自殺予防のための相談・支援の充実

ア 取組実績

(ア) 自殺に関する相談窓口の周知・充実

No	事業名	取組内容	取組実績（R1-R3）	評価				
6	相談窓口の周知	自殺に関する相談窓口を広報もりやまやホームページ、パンフレットにより周知します。	年間を通してすこやかセンターだよりやホームページへ掲載することに加え、自殺予防週間や自殺対策強化月間などの啓発月間に合わせて、広報、有線放送、自治会回覧、商工ジャーナル等、様々な方法で相談窓口の周知啓発を行っています。また、医療機関、薬局、公共施設など各関係機関にリーフレットを設置し、相談窓口の周知啓発を行っています。	A				
7	こころの健康についての相談支援	うつ病等精神疾患やこころの健康についての相談支援を行います。	うつ病や精神疾患などのこころの健康づくりに関する相談を、訪問・電話・面談等により行っています。また、令和3年度からは新しい生活様式にあった相談方法として、非対面型の相談（オンライン相談）を開始しました。	A				
			医療機関を始めとする関係機関と連携を図り相談支援を行い、必要に応じて障害福祉サービスの説明・利用支援を行っています。	B				
8	いのちの電話の周知および支援	相談窓口の周知を図るとともに相談員養成講座への参加者の募集等の支援を行います。	すこやかセンターだよりや広報、ホームページ、相談窓口リーフレット等において、いのちの電話の周知啓発を図っています。また、健康推進員を対象としたゲートキーパー研修などの機会を通じて案内を行い、受講生の獲得に努めました。	B				
9	こころの電話の周知	相談窓口の周知を図ります。	すこやかセンターだよりや広報、ホームページ、相談窓口リーフレット等でこころの電話の周知啓発を図っています。	A				
10	自殺のリスクが高い人に対する継続支援	連携を図りながら、相談支援を行う。	庁内関係課、保健所、医療機関等と連携を図り、様々な問題を抱えている相談者に対し、相談支援を行っています。また、学校教育課および課内において月1回ケース共有会を実施しています。 令和元年度から令和3年度までの相談件数 <table><tr><td>こころの健康づくりに関する相談</td><td>延 1,254 件</td></tr><tr><td>自殺関連の相談件数</td><td>延 178 件</td></tr></table>	こころの健康づくりに関する相談	延 1,254 件	自殺関連の相談件数	延 178 件	A
こころの健康づくりに関する相談	延 1,254 件							
自殺関連の相談件数	延 178 件							

No	事業名	取組内容	取組実績（R1-R3）	評価
10	自殺のリスクが高い人に対する継続支援	連携を図りながら、相談支援を行う。	令和3年度より、重層的支援体制整備事業を開始し、関係課や関係機関と連携を図る中、あらゆる相談の受け止めを行い相談者に寄り添った支援を行っています。また、各課のケースの内複合化・複雑化した事例においては、重層的支援会議の中で支援方針を協議し、支援プランを作成しています。	B
11	こころの健康についての相談の充実	精神疾患の恐れがある人や精神障害を抱えている人に対しての相談従事者のスキルアップを図ります。	県が主催する精神保健や自殺対策に関する研修会等に参加し、相談従事者のスキルアップに努めました。 また、未遂者支援等における困難事例について、保健所とケース会議を行い、支援方法を検討しました。	A
22	精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療費（精神通院）支給認定申請についての相談	精神科に定期通院されている方に制度の周知を図る。 申請に関する相談支援を行います。	医療機関を始めとする関係機関と連携を図るとともに、窓口・ケース対応・会議等を通じて、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療費（精神通院）支給認定申請についての相談支援を行っています。	A
23	精神障害者地域生活支援センター「風」への相談事業の委託	精神に障害を抱える人が自宅等で生活できるよう支援センター「風」に支援を委託するとともに連携して相談支援を図ります。	精神障害者地域生活支援センター「風」と連携し、精神に特化した支援センターとして、専門性の高さと多職種連携の強みを生かして困難ケースにも対応し、アウトリーチによる寄り添える生活支援を展開することで早期支援に繋いでいます。	A

No	事業名	取組内容	取組実績（R1-R3）	評価
31	アルコール依存についての相談	アルコール問題に対しての相談や関係機関と連携した支援を行います。	アルコールに関する健康相談には、断酒会の情報提供やかかりつけ医等との連携を行いながら相談支援を行っています。 令和元年度から令和3年度までの相談件数 ・ アルコールに関する相談：延 122 件 ・ ケース会議：延 4 件 相談窓口一覧のチラシの中に、アルコール関連の相談窓口について記載し、関係施設に配布・市のホームページで啓発しています。	B
			ケース対応を通じてアルコール疾患に特化した医療機関（滋賀県立精神医療センター等）や各支援者と連携し、医療受診支援や必要に応じて障害福祉サービスにつないでいます。	B
33	薬物依存についての相談	薬物依存に対しての相談や関係機関と連携した支援を行います。	薬物依存に関する相談があった場合、県で実施しているアディクションセミナーや家族会等の情報提供を行い、関係課と連携した支援を行うこととしています。（相談実績はなし） また、相談窓口については、市の相談機関一覧としてチラシを作成し、関係機関で配布・市のホームページで啓発しています。	B

No	事業名	参照ページ
★ 12	子育て全般についての相談	P. 7
★ 13	ひとり親家庭等支援についての相談	P. 19
★ 14	ひきこもりについての相談	P. 9
★ 15	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、やすらぎ支援相談員の相談	P. 9
★ 16	学校への啓発	P. 8
★ 17	発達や発達障害についての相談	P. 9
★ 18	学習支援	P. 19
★ 19	若者しごと悩み相談	P. 9

No	事業名	参照 ページ
★ 20	就労準備支援	P. 19
★ 21	就労に関する相談	P. 23
★ 24	生活困窮についての相談	P. 18
★ 25	家計支援事業	P. 18
★ 26	多重債務・消費者問題等の相談	P. 19
★ 27	守山市くらしの安全ネットワークの活用	P. 18
★ 28	高齢者の介護等についての相談	P. 14
★ 29	高齢者のうつや閉じこもりの可能性がある人への相談・支援	P. 14
★ 30	認知症介護者への訪問	P. 15
★ 32	ギャンブル依存についての相談	P. 19

(イ) 相談従事者の資質の向上

No	事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価
34	相談従事者の資質の向上	こころの健康づくり、自殺対策等の研修会等にも積極的に参加し、相談従事者の資質の向上に努めます。	日本公衆衛生学会総会などの学会等に参加し、相談従事者のアセスメント力の向上を図っているほか、保健所、精神保健福祉センターが実施する研修会に積極的に参加し、資質の向上を図っています。	A

(ウ) ゲートキーパーの養成

No	事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価
35	ゲートキーパー研修の実施	自殺の現状や相談機関の紹介、相談時の対応スキルの向上を図るための研修会を実施します。	計画的にゲートキーパー研修を実施し、ゲートキーパーの養成を図っています。また、対面での講義のほか、市公式YouTubeチャンネルでゲートキーパー講座を配信しています。	A

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ゲートキーパー研修	小学校教職員（2校） 健康推進員	小学校教職員（1校） 中学校教職員（1校） ひとり親家庭福祉推進員	小学校教職員（3校） 中学校教職員（2校） 教育研究所 民生委員・児童委員

イ まとめ

自殺防止に関する相談体制として、従来の訪問・電話・面談に加え、オンライン相談や国・県による SNS 相談を案内するなど、様々な手段の相談について周知することで、相談者が相談機関に繋がりやすくなるよう取り組みました。

また、相談機関の存在を知らないため社会的支援が受けられないことがないよう、広報、ホームページ、安全・安心メールでの啓発に加え、医療機関、薬局、公共施設など各関係機関でのリーフレットの配布、駅前でのポスター掲示、研修会を通じて、相談窓口の周知に努めました。

自殺には経済・生活問題、健康問題、家庭問題など多岐にわたる要因が関連することから、相談従事者の資質向上に努めるとともに、今後も医療、保健、福祉、教育、労働など幅広い分野にわたる様々な団体や関係機関が行政・民間等の枠を超えて連携、協働して、総合的かつ体系的な自殺対策に取り組んでいきます。

公的機関の相談体制を整えることや地域での支援者の拡充に加え、市民一人ひとりがゲートキーパーとしての役割を理解し、気付き・支えることができるよう、さらなるゲートキーパー研修の推進を行います。

(3) 自殺予防に向けた普及啓発の充実

ア 取組実績

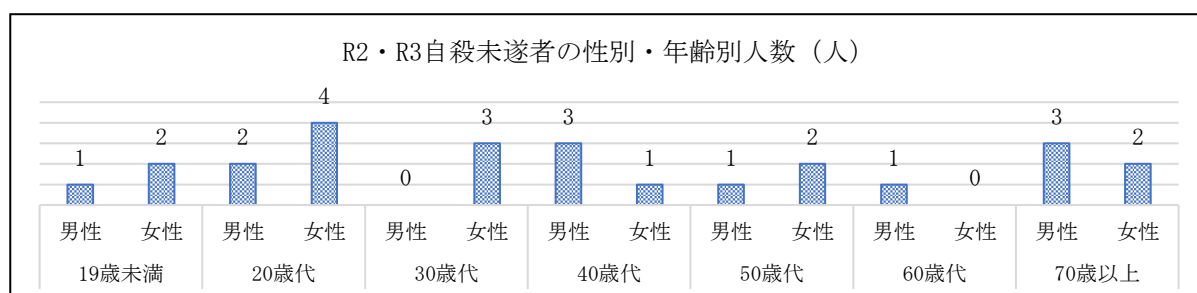
(ア) 自殺の実態を明らかにする

No	事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価
36	統計等による自殺の実態分析	人口動態統計、警察の自殺統計や死亡個票等に基づき実態分析に努めます。	警察庁の自殺統計や内閣府の統計などにより、本市における自殺の実態把握を行っています。	A
39	自殺の実態の把握	自殺未遂者や自死遺族への相談・支援を通じて、自殺の実態を把握・分析します。	保健所と連携を図り、本人の同意を得るなか、未遂者に対する相談支援を行っています。複合的な課題を持つケースに対しては、関係機関から対象者の情報収集、必要なサービスの情報提供を行うなか支援に努めています。また、ケースの積み上げから、自殺の実態の把握・分析を進めました。	A
40	守山市自殺対策連絡協議会における情報提供	自殺の現状について、協議会において情報提供を行うことで、関係機関との情報共有を図ります。	関係機関・団体間での、自殺対策にかかる情報の共有に努めるとともに、計画の進捗管理、施策の検討および推進を図っています。	A

No	事業名	参照ページ
★ 37	母子健康手帳発行時のアンケート	P. 7
★ 38	産後うつを発見	P. 7

自殺未遂者支援

	令和2年度	令和3年度
湖南いのちのサポート相談事業 相談人数	9人	12人
他機関からの相談人数	—	4人



(イ) 普及啓発活動の推進

No	事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価
41	広報・ホームページ等による啓発	広報もりやまや市ホームページにおいて、自殺や精神疾患についての正しい知識などを掲載し啓発に努めます。	広報やホームページなどにおいて、相談窓口等を周知しています。 R3 年度実績： ▼広報もりやま 9/1 号「自殺予防週間」 ▼有線放送 9/16「自殺予防について」	A
42	自殺予防週間、自殺対策強化月間、いのちの日等にあわせた普及啓発	有線放送、広報もりやま、ホームページ、のぼり旗等において啓発を行います。	9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間に合わせて、広報やホームページ等により、自殺や精神疾患についての情報提供、啓発を実施しています。	A
			関係機関と協力し、窓口等へのチラシ設置等による啓発活動の支援を行っています。	B
43	こころの健康づくり講演会の開催やこころの健康教育の実施	こころの健康の保持増進や自殺、精神疾患についての正しい知識を講演会や健康教育で周知啓発を行います。	こころの健康の保持増進や正しい知識の普及啓発のために、令和元年度まで年1回の講演会を実施しています。令和2年度からは、若年層への効果的な啓発の方法として、中学2年生に対して自己肯定感を高めることを目的に命の大切さを学ぶ教育を実施しています。令和元年度から令和3年度までの間で、自殺対策講演会の参加者は計382人、いのちの大切さを学ぶ教育の参加者は計1,652人となっています。	A
54	精神科医療との連携	日常の相談の中で、精神疾患の疑われる人や病状の悪化の疑いがある人への受診勧奨を行います。	こころの健康相談において、本人・家族の希望に応じて、医療機関の紹介や受診同行を行っているほか、入退院について病院と連絡し、ケース会議等で関係機関との連携を図っています。	A
			医療機関を始めとする関係機関と連携を図り、受診等の適切な支援につながるよう努めましたが、障害福祉サービスの利用がない方へのアプローチが困難となっています。	B

No	事業名	参照 ページ
★ 37	母子健康手帳発行時のアンケート（再掲）	P. 7
★ 38	産後うつの発見（再掲）	P. 7
★ 44	スクールカウンセラーによる啓発	P. 7
★ 45	「命の尊さ」「自分の大切さ」をテーマにした学習活動の実施	P. 9
★ 46	職域へのメンタルヘルス研修会の実施	P. 23
★ 47	企業への啓発	P. 23
★ 48	ストレスチェックの推進	P. 23
★ 49	雇用関係助成金等の情報提供の実施	P. 23
★ 50	高齢者のうつや閉じこもりに関する普及啓発	P. 14
★ 29	高齢者のうつや閉じこもりの可能性がある人への相談・支援（再掲）	P. 14
★ 51	老人クラブや自治会活動を通じた生きがいづくり支援	P. 14
★ 52	居場所づくりによる閉じこもり防止	P. 14
★ 53	介護サービス従事者に対する研修会	P. 14
★ 55	生活相談等の相談から関係機関への連携	P. 14
35	ゲートキーパー研修の実施（再掲）	P. 30

イ まとめ

自殺に関する統計や未遂者支援等を元に、本市の自殺の実態把握に努め、その結果を関係機関・団体と情報を共有しています。特に新型コロナウイルス感染症の拡大によるこころの相談件数が増加していることについて、庁内での相談業務を元に実態把握に努めました。

また、自殺は深刻なこころの悩みにより生じるものであり、こころの負担を少しでも軽くすることで自殺を防止できることを啓発するために、市民対象の講演会や生徒を対象として命の大切さを学ぶ教育、地域でのこころの健康教育、介護従事者への自殺予防の啓発チラシの配布を行いました。

また、命の門番といわれるゲートキーパーの養成研修を教員や民生委員・児童委員、健康推進員などに行い、自殺の現状や相談機関の紹介、相談時の対応スキルの向上を図りました。

(4) 生きることの促進要因への支援

ア 取組実績

(ア) こころの健康づくりの推進

No	事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価
56	災害時の対応	災害後に起こるこころの病気としては、PTSD（心的外傷後ストレス障害）が有名ですが、災害をきっかけに様々な精神疾患が生じることがあります。災害時には、滋賀県等と連携しながら被災者のこころのケアにも取り組みます。	守山市地震災害総合訓練などを通じ、医師会や薬剤師会、南部健康福祉事務所等と連携しながら災害時の初動訓練を行いました。 被災者のこころのケアの訓練は、十分にできていません。	D

No	事業名	参照ページ
43	こころの健康づくり講演会の開催やこころの健康教育の実施（再掲）	P. 32
★ 37	母子健康手帳発行時のアンケート（再掲）	P. 7
★ 38	産後うつの発見（再掲）	P. 7
★ 44	スクールカウンセラーによる啓発（再掲）	P. 7
★ 46	職域へのメンタルヘルス研修会の実施（再掲）	P. 23

(イ) こころの病気の早期発見・早期治療の促進

No	事業名	参照ページ
54	精神科医療との連携（再掲）	P. 32
★ 29	高齢者のうつや閉じこもりの可能性がある人への相談・支援（再掲）	P. 14
★ 53	介護サービス従事者に対する研修会	P. 14
★ 55	生活相談等の相談から関係機関への連携	P. 14
35	ゲートキーパー研修の実施（再掲）	P. 30

(ウ) 自殺未遂者等ハイリスク者への対応

No	事業名	取組内容	取組実績（R1-R3）	評価
57	自殺未遂者への相談支援	再度の自殺を防ぐために、自殺未遂者に相談支援を行います。	湖南いのちのサポート相談事業により、草津保健所から情報提供を受け、未遂者の相談支援を行っています。また、面談につながった人に対しては、適宜リスクアセスメントシートにてリスク評価を行うとともに、個々の背景に応じて、関係課および関係機関と連携を図りながら支援しています。	A

No	事業名	参照ページ
★ 24	生活困窮についての相談（再掲）	P. 18
★ 26	多重債務・消費者問題等の相談（再掲）	P. 19
★ 21	就労に関する相談（再掲）	P. 23

(エ) 自死遺族および周囲の人へのこころのケアの充実

No	事業名	取組内容	取組実績（R1-R3）	評価
58	自死遺族の会「凧の会」との連携	自死遺族のこころのケアの場として、「凧の会」の情報提供および参加調整を図ります。	広報やホームページにおいて、情報提供を行っていますが、過去3年間において、希望者はありません。	C
59	自死遺族者および周囲の人への相談・支援	自死遺族の後追い自殺や精神疾患を防ぐため、相談・支援を行います。	市から自死遺族へ関与することは難しいため、対象者へ直接支援することはありませんでしたが、相談窓口等についての周知等を行っています。	C

No	事業名	参照ページ
★ 60	小中学校における児童・生徒の自殺後の対応	P. 8

(オ) 生きることの促進要因への支援

No	事業名	取組内容	取組実績 (R1-R3)	評価
61	性的マイノリティ (LGBT) の人権に関する啓発	講演会等を通して、性的少数者 (LGBT) の人権に関する啓発を実施します。	守山市人権教育啓発講師団講師や人権擁護委員・人権擁護推進員等指導者層において、まちづくり人権教育推進協議会の研修会を実施し、当事者が抱える課題や困りごとについて具体的に学ぶ機会を持ちました。また、広報紙「ふれあいもりやま」を全戸配布し、広く市民にセクシャル・マイノリティについての啓発を行いました。	A
62	性的マイノリティ (LGBT) の人権に関する教職員への啓発	教職員に対し研修会等を実施することにより、教育現場における性的少数者 (LGBT) の人権に関する理解および対応法について学習します。	校内で委員会を立ち上げて、自分の性に悩む生徒についての対応を協議し、生徒が過ごしやすい環境づくりに努めるとともに、周囲への理解のために教職員が人権教育を推進しています。	A

No	事業名	参照ページ
4	守山市精神障がい者・家族会さざなみの会、精神障害者支援ボランティアの活動支援 (再掲)	P. 24
5	断酒会の活動支援 (再掲)	P. 25
★ 18	学習支援 (再掲)	P. 8
★ 51	老人クラブや自治会活動を通じた生きがいづくり支援 (再掲)	P. 14
★ 52	居場所づくりによる閉じこもり防止 (再掲)	P. 14

イ まとめ

市民アンケート調査において、こころの健康づくりで充実させるべきこととして、「孤立を防ぐ、地域での活動・つながり」が最も多いことから、講演会や出前講座などによる、こころの健康教育の実施や高齢者の生きがいづくりや居場所づくりの支援等により、こころの健康づくりの推進を図っています。

精神疾患やこころの健康に不安のある人が、適切なタイミングで医療にかかることができるよう、保健所や医療機関等と連携を図りながら早期発見・早期受診に繋げるよう努めています。

また、自殺未遂者や失業・多重債務を抱える者など未遂のリスクが高い者に対して、保健所や他機関と連携しながらリスク評価および生活再建の支援を行うことで自殺リスクの軽減に努めています。そのようなリスクが高い者の中には、多重債務等の問題を繰り返すケースもあるため、包括的・継続的な支援により対象者の生活状況を踏まえて適切に対応していきます。

さらに、高齢者の生きがいづくり支援やL G B T等の性的マイノリティに関する啓発等を通して、その人がその人らしく、安心して過ごすことができる居場所づくりに取り組み、「生きることの阻害要因」を減らすだけでなく、「生きることを促進する要因」を増やすための取組を行っています。

(5) 子ども・若者対策の強化

ア 取組実績

(ア) 学校と連携した取組の強化

No	事業名	参照 ページ
★ 63	学校における自殺対策のマニュアルによる教育体制の整備	P. 8
★ 64	守山市いじめ防止基本方針、市内各学校のいじめ防止基本方針の策定	P. 8
★ 16	学校への啓発（再掲）	P. 8
★ 44	スクールカウンセラーによる啓発（再掲）	P. 9
★ 45	「命の尊さ」「自分の大切さ」をテーマにした学習活動の実施（再掲）	P. 8

(イ) SOS の出し方教育

No	事業名	参照 ページ
★ 65	SOS の出し方教育	P. 8

イ まとめ

ネウボラ面接や新生児訪問でスクリーニングをすることで、ハイリスク妊産婦の早期発見・早期支援を行うことができた。妊産婦への相談・支援の質の向上のため、体制をフロー化するなどの仕組みづくりを構築していく。

児童・生徒に対するメンタルヘルス予防教育を継続することに加え、周囲の大人が SOS を受け止めることが出来るよう、また適切なタイミングでスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関われるよう、学校の体制を整えていきます。

また、ひきこもりに関する問題は顕在化しにくく、本人にはつながらない、長期化している、当事者に問題意識がないなどといった状況があるため、これらに根気強く対応していきます。

第3章 総括と今後の方針

1 最終評価を踏まえた方針

(1) 地域におけるネットワークづくり

(成果と課題)

- 関係機関・関係団体による連絡協議会、庁内の連絡会を開催し、情報の共有や意見交換を行っている。
- 民生委員・児童委員などの地域の支援者と連絡・調整を行っている。
- 保健・医療・福祉・教育・労働・法律など様々な分野のネットワークづくりを推進している。
- 相談内容が複雑・多様化するなか、相談者の個別の課題に対応した支援機関・団体等とのネットワーク化、さらにネットワークを活用した必要な情報の共有、連携が重要である。

(国の考え方※)

- 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
- 民間団体との連携を強化する
- 精神科医療につなぐ医療連携体制の強化
 - ・ 医師等と地方公共団体が連携し、多職種でサポートする体制や、多様な医療機関や診療科の連携を推進

※ 第21回自殺対策総合対策会議 会議資料より抜粋。

▶市の方針

- 関係機関・関係団体との情報共有や意見交換を継続し、連携の強化を図る。
- 民生委員・児童委員など地域の支援者と連携し、訪問・相談を実施し、個別の課題に対応した、適切なサービスにつなげるよう支援する。

(2) 自殺予防のための相談・支援の充実

(成果と課題)

- 従来の訪問・電話・面談に加え、オンライン相談や国・県による SNS を活用した相談体制についても啓発し、相談・支援の充実を図った。
- 相談機関の存在を知らないため社会的支援が受けられないことがないよう、様々な機会を通じて相談窓口の周知に努めた。
- 多岐にわたる問題を抱えた事例が増えることが予想されることから、相談従事者の資質向上に努めるとともに、幅広い分野の関係機関が連携を図りながら支援に当たる必要がある。
- 市民一人ひとりがゲートキーパーとしての役割を理解し、身近な人の悩みに気づき・見守ることができるよう、ゲートキーパー研修のさらなる推進が必要である。

(国の考え方)

- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発を行う。
- 相談体制の充実と、支援策や相談窓口情報等の分かりやすい発信
 - ・ メール・SNS 等を用いたインターネット相談窓口の活用、相談員に対する組織的なフォローの実施、個人事業主等への相談支援
- 自殺対策に関わる人材の確保、養成および資質の向上

▶市の方針

- 相談支援体制の整備・充実を図るとともに、相談機関の存在を知らないため社会的支援が受けられないことがないよう、関係機関とも連携を図り、相談窓口等を周知するための取組をさらに進める。
- 複合的な課題がある場合は重層的支援会議で方針を定めて対応を図る。
- 幅広い分野にわたる様々な団体や関係機関が行政・民間等の枠を超えて連携、協働して、総合的かつ体系的な自殺対策の取組を充実させる。
- さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期の「気づき」ができる人材育成を強化する。
- 自殺や自殺未遂の発生直後に迅速かつ適切にアプローチすることで、遺された家族や職場の同僚等周囲の人に与える影響を最小限とし、新たな自殺の予防や心理的影響を緩和するためのケアを充実させていく。
- さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期の「気づき」ができる人材育成を強化する。

(3) 自殺予防に向けた普及啓発の充実

(成果と課題)

- 自殺に関する統計や未遂者支援等を元に、本市の自殺の実態把握に努め、その結果を関連機関・団体と情報を共有している。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大によるこころの相談状態について、庁内での相談業務を元に実態把握に努めた。
- 講演会やチラシの配布等を通じて、こころの健康づくりや自殺予防に関する啓発を行っている。
- 教員や民生委員・児童委員、健康推進員など地域の支援者を対象に、ゲートキーパーの養成研修を行っている。
- 市民一人ひとりがゲートキーパーとしての役割を理解し、身近な人の悩みに気付き・見守ることができるよう、ゲートキーパー研修のさらなる推進が必要。(再掲)

(国の考え方)

- 新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた支援
 - ・ 自殺への影響の更なる分析や ICT の活用、社会的セーフティネットの強化
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺対策関連情報対策の強化
- 自殺報道等への対応
 - ・ 自殺報道ガイドラインを踏まえた対応の要請
- 自殺総合対策の更なる推進に資する調査研究等の推進
 - ・ 疫学的研究や科学的研究も含め、必要なデータやエビデンスの収集の更なる推進
- 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
 - ・ 自殺や自殺関連事業等に関する正しい知識、うつ病などについての意識啓発
- 職場におけるメンタルヘルス施策、ハラスメント防止施策の推進

▶市の方針

- 庁内関係課や県、保健所および関係機関と連携し、統計その他の情報を共有しながら実態把握に努め、情報提供を行う。
- 自殺や精神疾患についての正しい知識の普及のため、広報やホームページ、研修会等による啓発を行う。
- 幼少年期からの学校での教育活動等を通じて、自らの命の大切さを深く自覚するとともに、他の命も尊重するような啓発に取り組む。
- 児童・生徒へのこころの健康教育や妊産婦への支援の充実を推進する。
- さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期の「気づき」ができる人材育成を強化する。(再掲)

(4) 生きることの促進要因への支援

(成果と課題)

- 講演会や出前講座などによる、こころの健康教育の実施や高齢者の生きがいつくりや居場所づくりの支援等により、こころの健康づくりの推進を図っている。
- 精神疾患等の方が適切なタイミングで医療につながるができるよう、保健所や他機関と連携しながら病院の紹介や受診同行をしている。
- 自殺未遂者や失業・多重債務を抱える者など未遂のリスクが高い者に対して、保健所や他機関と連携しながらリスク評価および生活再建の支援を行うことで自殺リスクの軽減に努めた。
- 問題を繰り返すケースも多く、包括的・継続的な支援により対象者の生活状況を踏まえて適切に対応していく必要がある。
- 高齢者の生きがいつくり支援やLGBT等の性的マイノリティに関する啓発等を通して、その人がその人らしく、安心して過ごすことができる居場所づくりに取り組み、「生きることの阻害要因」を減らすだけでなく、「生きることを促進する要因」を増やすための取組を行っている。

(国の考え方)

- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
 - ・ 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・ 居場所づくりとの連動による支援
- 女性の自殺対策をさらに推進する
 - ・ コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・ 妊産婦への支援の充実
- 勤務問題による自殺対策の更なる推進
 - ・ 過労死防止対策等との十分な連携、及びテレワークの適切な運用を含めた職場におけるメンタルヘルス対策の更なる推進
- 遺された人への更なる支援
 - ・ 遺族の自助グループなどと連携した課題解決、及び自死遺族の方から学ぶ機会の確保

▶市の方針

- こころの健康教育の実施や高齢者の生きがいつくりや居場所づくりの支援等により、こころの健康づくりを推進する。
- 医療が必要な人が適切なタイミングで受診できるように、保健所や医療機関と連携しながら支援していく。
- 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐため、継続した心理的ケアや社会的要因に対して関係課・関係機関と連携し支援を行う。
- 自死遺族の把握に努めて、遺された家族や職場の同僚等周囲の人を与える影響を最小限とするとともに、新たな自殺の予防や心理的影響を緩和するためのケアに取り組む。
- 高齢者の生きがいつくり支援やL G B T等の性的マイノリティに関する啓発等を通して、その人がその人らしく、安心して過ごすことができる居場所づくりに取り組み、「生きることの阻害要因」を減らすだけでなく、「生きることを促進する要因」を増やすための取組を行う。

(5) 子ども・若者対策の強化

(成果と課題)

- ネウボラ面接や新生児訪問でスクリーニングをすることで、ハイリスク妊産婦の早期発見・早期支援を行っている。また、健診等の機会を通して、子育てに関する悩みに寄り添うよう努めている。
- 児童・生徒への支援がスムーズに行えるよう、令和2年度より学校教育課と月1回のケース連絡会を実施している。
- 児童・生徒の自尊感情の向上と援助希求能力の向上を目的として、小学4年生にメンタルヘルス予防教育、中学1年生にSOSの出し方教育、中学2年生に命の大切さを学ぶ教育を実施している。
- 子どもが助けを求める声を、大人が受け止めることができる体制整備の推進が求められる。

(国の考え方)

- 子ども・若者の自殺対策の更なる推進
 - ・ 心の健康の保持に係る教育及び啓発等の更なる推進、及び関係機関の連携等による環境・体制整備

▶市の方針

- ネウボラ面接や産後うつ等の発見などの取組を継続し、更なる妊産婦への相談・支援の質の向上のため、体制をフロー化するなどの仕組みづくりを構築する。
- 児童・生徒に対するメンタルヘルス予防教育を継続することに加え、学校生活のなかでも、繰り返し「SOSを出すこと」、「自分を大切にすること」などについて触れる機会を設けていく。
- 周囲の大人がSOSを受け止めることができるよう、また、適切なタイミングでスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関われるよう、学校の体制を整えていく。
- ひきこもりなどで社会から孤立している若者とその家族に対して、その人の課題に寄り添った支援を行いながら、社会参加や社会復帰に向けた取組を推進する。

2 後継計画策定の考え方（概念図）

守山市自殺対策計画の後継となる計画の策定にあたっては、前計画の自殺対策の基本的な取組の体系を引き継いでいくものとします。その上で、自殺対策大綱が新たに示す重点や、県計画が捕捉している課題等を踏まえながら、大綱に基づいて今後に作成される、地域自殺対策政策パッケージを踏まえた計画としていきます。

成 果

ア 地域におけるネットワークづくり

- ・ 関係機関・関係団体との情報共有および意見交換の機会の確保
- ・ 民生委員・児童委員による見守り・相談事業の支援及び連携強化

イ 自殺予防のための相談・支援の充実

- ・ あらゆる手段の相談窓口を様々な機会を通じて周知・啓発

- ・ 医療、保健、福祉、教育、労働など幅広い分野にわたる様々な団体や関係機関の連携

ウ 自殺予防に向けた普及啓発の充実

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大によるこころの相談状況について、実態把握に努めた。
- ・ 幅広い対象への健康教育、自殺予防の啓発
- ・ 地域の支援者を対象としたゲートキーパー研修

エ 生きることの促進要因への支援

- ・ こころの健康教育の実施や高齢者の生きがいづくり・居場所づくりの支援等
- ・ 保健医療のネットワークの確立について、県や保健所の取組と連携して推進

オ 子ども・若者対策の強化

- ・ ハイリスク妊産婦の早期発見・早期支援
- ・ 学校教育課と月1回のケース連絡会を実施
- ・ 援助希求能力の向上、自尊感情の向上に関する授業の実施

課 題

ア 地域におけるネットワークづくり

- ・ 引き続き、関係機関・関係団体とのネットワークの保持・強化が必要

イ 自殺予防のための相談・支援の充実

- ・ 支援の必要な人が必要なタイミングで相談・支援に繋がることができるように、相談窓口の充実と周知啓発、相談従事者の質の向上が重要である。

ウ 自殺予防に向けた普及啓発の充実

- ・ うつやメンタルヘルスなどこころの健康の保持・増進に向けた啓発が重要である。
- ・ 市民一人ひとりが、ゲートキーパーの役割を理解し、身近な人の悩みに気付き・見守ることができるよう、ゲートキーパー研修のさらなる推進が必要

エ 生きることの促進要因への支援

- ・ こころの健康づくりで、「孤立を防ぐ、地域での活動・つながり」が市民に求められている。
- ・ 問題を繰り返すケースについては、包括的・継続的な支援により対応していくことが求められる。

オ 子ども・若者対策の強化

- ・ 子ども自身の自尊感情・援助希求能力の向上が必要
- ・ 子どもが助けを求める声を、大人が受け止めることができる体制整備の推進が求められる。

新自殺対策大綱のポイント

- 1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
- 2 女性に対する支援の強化
- 3 地域自殺対策の取組強化
- 4 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など、総合的な自殺対策の更なる推進・強化

今後の方針

守山市の自殺者数は横ばいで経過し、尊い命が毎年失われているなか、新自殺対策大綱の内容を受け、ライフステージ・ライフスタイルに応じた生きることの包括的な支援を推進するとともに、悩みや不安を抱える支援の必要な人が、自殺に追い込まれることがないよう、相談支援体制の充実と啓発や自殺予防に向けた教育の推進、ネットワーク強化に取り組めます。

参考 国・県の動向

(1) 新たな自殺総合対策大綱の閣議決定

国では、依然として自殺者は年間 2 万人を超える水準で推移しており、コロナ禍で女性は 2 年連続の増加、小中高生は過去最多の水準になるなど、今後対応すべき新たな課題も顕在化してきたことを踏まえて、令和 4 年 10 月に新たな自殺総合対策大綱を決定しています。

その拡充内容のポイントとしているのは、以下の 4 点です。

1. 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
2. 女性に対する支援の強化
3. 地域自殺対策の取組強化
4. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など、総合的な自殺対策の更なる推進・強化

同大綱では、「自殺総合対策における当面の重点施策」として、従来の基本的な枠組みを継承しながら、新たに女性の自殺対策に係る項目を追加した、次の 13 項目を挙げています。

■ 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する(新)

参考：自殺総合対策大綱における、「当面の重点施策の拡充内容」

※ 赤字は旧大綱からの主な変更箇所であり、今後に作成される地域自殺対策の政策パッケージにその内容が反映されることが見込まれる内容。

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- **地域自殺対策推進センターへの支援**
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- **児童生徒の自殺対策に資する教育の実施**
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- **自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発**
 - ・「自殺は、その多くが思い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- **自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用**
 - ・相談機関等に集約される情報の活用検討
- **子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動**
 - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死に検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体系の実態把握
- **コロナ禍における自殺等の調査**
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- **ゲートキーパーの養成**
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- **自殺対策従事者への心のケア**
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- **家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援**

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- **職場におけるメンタルヘルス対策の推進**
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- **精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等**
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- **子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備**
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- **相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化**
- **ICT（インターネット・SNS等）活用**
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- **インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化**
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- **性的マイノリティの方等に対する支援の充実**
 - ・関係機関等の連携に必要な情報共有
- **自殺対策に資する居場所づくりの推進**
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- **報道機関に対するWHOガイドライン等の周知**
- **自殺対策に関する国際協力の推進**

3

3

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ ■ 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ■ 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実 ■ 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備 ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進 ■ 居場所づくりとの連動による支援 ■ 家族等の身近な支援者に対する支援 ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発 ■ 学校、職場等での事後対応の促進	9. 遺された人への支援を充実する ■ 遺族の自助グループ等の運営支援 ■ 学校、職場等での事後対応の促進 ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進 ■ 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進 ■ 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 ■ 遺児等への支援 ・セカンドアワーとなっている遺児の支援強化	10. 民間団体との連携を強化する ■ 民間団体の人材育成に対する支援 ■ 地域における連携体制の確立 ■ 民間団体の相談事業に対する支援 ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充 ■ 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する ■ いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ■ 学生・生徒への支援充実 ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進 ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進 ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築 ・不登校の子どもの支援について、学校内外における居場所等の確保 ■ SOSの出し方に関する教育の推進 ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進 ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築 ■ 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実 ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進 ■ 知人等への支援 ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり ■ 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備 ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討	12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する ■ 長時間労働の是正 ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進 ・勤務間インターバル制度の導入促進 ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進 ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進 ・副業・兼業への対応 ■ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ■ ハラスメント防止対策 ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止	13. 女性の自殺対策を更に推進する（新設） ■ 妊産婦への支援の充実 ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進 ■ コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援 ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援 ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実 ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援 ■ 困難な問題を抱える女性への支援

4

(2)「滋賀県自殺対策計画（素案）」

県では、平成 30 年 3 月に策定した「滋賀県自殺対策計画」における成果と課題、社会環境の変化や国の動向、県民のニーズ等を踏まえ、自殺対策の一層の推進を図るための計画として「滋賀県自殺対策計画（素案）」を作成し、令和 4 年 12 月に公表しています。

その中で、滋賀県における自殺対策の課題として、以下を挙げています。

※掲載用に主旨を要約

(1) 統計から見える課題

- ・ 男性の自殺対策に引き続き取り組む必要がある。
- ・ 新型コロナウイルスの影響を踏まえ、若年層や経済・生活問題、女性の自殺未遂者の対策により一層取り組むことが求められる。

(2) 取組から見える課題

- ・ 近年の自殺者数増加については、新型コロナウイルス感染症による社会経済状況の変化や長期的影響への懸念などが背景にあると考えられ、これまでの取組を基本に置きつつ、コロナ禍で増加した自殺者の分析を踏まえた対策の強化を行い、より一層、幅広い関連施策と自殺対策との連携強化にも取り組むことが必要である。